

## 産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年6月22日（火）午前9時56分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	阿多 己清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員	山田 龍二 君	委員	松枝 正浩 君
----	---------	----	---------

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	谷口 隆幸 君	商工振興課長	池田 豊明 君
商工振興課特任課長	住吉 謙治 君	商工振興課商工観光政策G長	西村 賢三 君
商工振興課企業振興室サブリーダー	中村 光秀 君	商工振興課企業振興室主任主事	春口 康太 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

### ○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日の本会議で本委員会に付託になりました議案1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

### △ 議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員（蔵原 勇君）

まず、議案第55号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第55号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。本案は、補助金の交付対象者を、事業者による工場等の新設等を支援する目的で用地を取得し、自らは事業運営を行わない者にも拡大することにより、本市への企業誘致を促進し、本市の更なる工業の振興及び雇用の増大を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

議案第55号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についての概要を御説明いたします。資料は、議案の23・24ページ、一部改正条例新旧対照表の21ページから23ページになります。現行の条例では、進出企業が自ら用地を取得し、かつ、自ら事業を運営することを補助対象者の要件の一つとしていました。昨今の社会経済情勢の変化に伴い、効率的な組織運営や事業展開を図る観点から資産管理等は親会社が、事業運営は子会社が行うようなグループ会社として進出を検討するケースが見受けられるようになりました。そこで、今般の改正により、用地を取得する企業と事業運営を行う企業の間で、緊密な資本関係及び明確な事業展開の意思が確認できる場合にあっては、グループ企業として支援が可能となるよう所要の改正を行い、本市への企業誘致を促し、本市の更なる工業の振興及び雇用の増大を図ろうとするものでございます。以上で、議案第55号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

自らは事業運営を行わない者に拡大することによりとしているんですが、これまで、このような問合せ等あったのか、お伺いします。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

この件につきましては、昨年、霧島市に進出意向のある企業さんから相談がございました。同社が、親会社が用地を取得して、相談のあった企業が子会社ということなんですけれども、そこが運営するということで補助金の対象になるのでしょうかということでお問合せを頂いたんですけれども、条例上、補助金の対象外ですというふうにお答えしたことがございます。結果と致しましては、その子会社のほうで用地取得をして、事業展開を行うというような形には今、進んでいるところでございます。

○委員（厚地 覺君）

大規模工場で5万ha以上の土地を所有する工場は、市内に何社ぐらいあるんですか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

工業団地全体として5万haを超えているところはございますけれども、分譲として5万haを超えるというところは今のところございません。[本ページに訂正発言あり]

○委員（厚地 覺君）

この事業用の用地とは、実際、工場用地として使われているものを言うわけですが、これが同一敷地内でなく、近隣に所有する資材置場等も含まれるわけですか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

先ほど、5万ha以上はないと申しあげましたけれども、第2国分上小川工業団地、これが5万ha以上あるので、1か所あるということでございます。それから、資材置場の関係につきましては、一応、この条例自体が21の業種に絞っておりまして、それが業種の中に含まれているのであればなんですけれども、資材置場という考えでいくと、補助金の対象に当たらないので、それはこの条例の適用にはならないということになります。

○委員（阿多己清君）

今回、この規定が整備されるわけなんですけれども、今までこれがなく、把握ができていのか分かりませんが、今まで進出ができなかったという例はあるのか。県のほうの規定は整備されていて、霧島市になかったという話も聞きましたけれども、そこらの状況を教えてくださいませんか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

これまで、このことによって進出ができなかった。断念したという経緯があったかということなんですけれども、それについては今のところ結果としてはないです。それから、鹿児島県におきましては、私どもの今回の条例改正の中では100%という規定を設けておりますけれども、鹿児島県のほうはここを50%という形でしているところがございます。これは従来から鹿児島県のほうではそういう形で進めていますけれど、鹿児島県の話をお聴くと、実際に50%というところではなくて、全て100%の子会社という形で親子関係にあるという実例に基づきまして、霧島市でも100%にしたというところがございます。

○委員（川窪幸治君）

先ほどの松元委員の質問で、相談を受けられた企業というのが1社ですか。それとも複数いらっしゃるということですか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

この条例の改正の元になったのは1社です。これは、実名で言いますと横川の三基型枠工業株式会社という企業なんですけれども、ここは、本来は親会社のほうで用地を取得したいという意向があったんですけれども、結局、条例に合わないということで三基型枠工業株式会社のほうで用地を取得して事業運営を行おうということになりました。

○委員（川窪幸治君）

三基型粋工業株式会社，去年の第3回定例会のときですか。市長が言われた三基型粋工業株式会社ということになるんですか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

これは市と立地協定を行った企業でございます。

○委員（川窪幸治君）

オンラインで立地調定をしたということですね。そのときに，市長が，これまでに71社ということをおっしゃっているんですけども，今現在のところは何社，そのような企業があるんでしょうか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

合併後の立地協定の件数が74件ということになっております。

○委員（川窪幸治君）

去年の9月の頃からすると3件増えているということになるんですけども，今，相談があったのが1社ということになってはいますが，年間を通じてですけども，この一部改正によって，どの程度の企業が霧島市に興味を持っていただけるかというようなものがありますか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

現在，進行形で1社ございます。

○委員（宮田竜二君）

今回の改正案ですけども，第3条第3項が新設されています。新設されていることを説明してほしいのと，なぜ，この第3項を新設したのかという理由を。読みます。交付対象者が用地取得者である場合は，次の各号及び前項第2号から第5号までの要件のいずれにも該当しなければならないとあって，1号，2号というのがあります。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

これにつきましては，第3項の場合は，用地取得者である場合というふうになっておりますけれども，これまでは事業者が用地を取得する場合の規定しかなかったもので，用地取得するものについても規定を追加したと。これは法制のほうと協議済みの件でございます。

○委員（宮田竜二君）

1号のところ，事業者の総株主の議決権の100%を保有していることということで，100%親会社じゃないと駄目だということなんですけれども，100%じゃないと駄目というのは何か理由があるんですか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

この条例改正のときに，この親子の関係で緊密な資本関係にあるという判断を100%というふうにつまえたところでございます。

○委員（宮田竜二君）

100%，親会社，子会社という，そういう関係でないといけないということがあると思うんですけ

れど、例えば株主の譲渡とか、そういうケースというのがある場合は、そこらの何か規定は。例えば、補助をする前後で、株主譲渡とかないこととか、何かそういう規定がないといけないのかなあというのを感じたんですけれど、どうでしょうか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

この件につきましては、補助金についての手続のフローであったり、ルールといったものについては規則のほうで定めておりまして、補助金の返還が生じる場合という中に、指定事業者及び用地取得間の出資比率、あるいは事業関係に変動が生じたときというのも含めてございます。

○委員（池田 守君）

事前に調べればよかったんでしょうけれど、ちょっと教えてほしいんですが、補助金の交付内容についてちょっと教えてほしいんですけれども。2万㎡以上とか、5人以上とか、いろいろありますけれど、その上限は幾らかとか、補助金の算出方法をどうするかとか、その辺の詳しいところを教えてください。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

この条例につきましてはですけども、霧島市の工業の振興、あるいは雇用の増大を図るために、そして、工場の新設又は増設しようとする者に対しまして、土地取得に係る経費、あるいは新規雇用者数の状況に応じて補助するものでございまして、対象業種は先ほど申し上げましたように、製造業から研究開発施設までの21業種となっております。要件と致しまして、まず、2,000㎡以上の用地を取得すること。二つ目に、用地取得後3年以内に操業すること。三つ目には、操業開始時と補助金を申請するとき、これは操業してから1年経過後なんですけれども、霧島市在住の新規雇用が5人以上であること。四つ目に、市と立地協定を締結することとなっております。補助金額の土地取得費の40%の額なんですけれども、これは新規雇用者数の段階に応じまして、限度額というものを設定しております。新規雇用が5人から9人の場合で2,000万円。10人から19人で3,000万円。20人から29人以下で4,000万円、30人以上49人以下で5,000万円、そして50人以上で6,000万円ということでございます。雇用のほうは、霧島市在住の1人当たり30万円なんですけれども、こちらのほうは限度額を1,000万円ということで設定をしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

用地取得とは実際に買収したものであって、借地は駄目なんですか。

○商工観光課特任課長（住吉謙治君）

基本的には、売買契約書を基に算定をしております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第55号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時13分」

「再開 午前10時15分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。

△ 議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

議案第55号について、意見はありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。これより議案処理に入ります。

△ 議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

議案第55号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第55号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第55号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「委員長一任」という声あり]

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時16分」

「再開 午前10時17分」

### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時18分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

蔵 原 勇